

令和 8 年 第 5 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和8年5月22日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (3名)

6番 小松 伸治	15番 堺澤 務	21番 小原 正隆
----------	----------	-----------

○ 事務局職員出席者

事務局長	北村 篤
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 任	大森 真奈

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号	農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)
議案第27号	農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)
報告事項1	貸借の権利移転について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 13 番 (北澤)

議事録署名人 14 番 (宮澤)

開 会 令和8年5月22日 午後3時00分

局 長 (北村 篤君)

それでは、皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)

本日は、お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

また、先月――4月24日の総会の後の歓送迎会でも大変皆さんにはお世話になりました。誠にありがとうございました。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年第5回農業委員会総会並びに協議会を開催させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

以降、着座にて進行させていただきます。(着席)

初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

暑い日が続いております、また忙しい日々を過ごしておられると思います。

御存じかと思いますが、駒ヶ根市第6次総合計画審議会が始まりまして、私も営農センターの副会長ということで出席させていただいております。

その中に基本目標というのが幾つかあって、まだ全然理解できていないけど、活力ある自治コミュニティづくりとか、未来を開く人づくり、生き生きと暮らし支え合う地域づくり、新しい人の流れづくり、活力と魅力ある仕事づくり、安全で快適なまちづくりということで、地域生活の充実――これから人口減となることを基軸として地域コミュニティ、地域の在り方をどうするかということがかなり盛り込まれているかなという気がしております。

その中で、人不足ということで工業関係ではかなり外国の方が来ておられますけれども、皆さんもちらっと見た方がおられますが、農業に興味のあるネパールの方が農業実習に來たりしており、聞くところによりますと竜東には牧場を造りたいという XXXXXXXXXX がいるというような話も聞いております。農業にもだんだん外国の方が來られるようになってくるのではないかなと思っております。

そういう中で、先ほども言いましたように、地域の中に外国の方が入ってくるわけですから、埼玉などではその点でかなりトラブルになったりしていますので、そこら辺のところをきちんと整理した上で対応していかなくちゃいけないのではないかと感じております。

外国の方に頼らず、日本の方が農業を支えるような基盤づくりが一番大切かなと最近痛感しております。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

局 長

(北村 篤君)

ありがとうございました。

続きまして会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。順番によりまして10番 塩木操委員、よろしく願いいたします。

10番

(塩木 操君)

一言です。

今、私の家で農業被害が一番多い生き物はモグラで、モグラの被害を毎年同じように受けております。毎年、モグラ捕り器を五、六台仕掛けて、なかなか捕れないのですが、年に四、五匹は捕っております。けれども、さっぱりモグラは減りません。

私の家ではマルチ栽培をやっておりまして――田んぼじゃなくて、全部畑を作っております。マルチの下にモグラが潜っても外観的には全然分かりませんので、作物が枯れ始めてから初めて、あ、モグラにやられたという感じで、マルチの端から端までほぼ40メートルの畝を立てておりますが、そのうちの何通りかが壊滅状態になるということが続いております。

それで、何で捕っても捕ってもモグラがこんなにいるのかということで、ちょっと調べてみましたら、ある大学の先生いわく、伊那谷はもともと1種類のモグラだったのですが、近年になって関西のほうから攻めてきたモグラがいるということです。

今までおったのは関東のほうから来たモグラで、伊那谷っていうのはちょうど行き止まりの場所で、関東方面からは地形的に見ても比較的モグラが来やすかったのかは分かりませんが、最初は関東のアズマモグラが勢力を張っていたのですが、あるとき関西のほうからコウベモグラが入ってきて、伊那谷で勢力争いをやっているということらしいです。

それで、毎年かなりのモグラを捕獲しているのですが、最初はそういうことを知らなかったのですが、確かに大きいモグラと小さいモグラがおって、大きなものは比較的捕れるのですが、小さいのはなかなか捕れません。小さいのは子どもだと思っていたのですが、コウベモグラは小さくて、アズマモグラのほうが大きいということです。

コウベモグラはすばしこくて、モグラ捕り器を仕掛けても爪が下りるまでの間に逃げちゃうってということで、モグラ捕り器自体は機能しているのですが、かかっていないという状態が続いています。

ということで、我が家では毎年モグラ対策に試行錯誤しているのですが、どなたかうまい策を御存じの方がおりましたら後ほど教えてください。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて

御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長

（北村 篤君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会 長

（氣賀澤 道雄君）

これより令和8年5月1日付、告示第5号をもって招集しました令和8年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

6番 小松伸治委員、15番 堺澤務委員、21番小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において13番北澤満委員、14番 宮澤秀一委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

（竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割2区、XXXXXXXXXXの西1筆276㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は新たに営農を始めるため当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農地の管理ができていないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

下平区、■■■■の西1筆320㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は農業経営規模を拡大するため当地を利用したい、貸付人は高齢となり農地の管理が困難なため借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

先ほどの3-2で表示した場所の右側となっております。

下平区、■■■■の西1筆585㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

1番、お願いいたします。

10番

(塩木 操君)

1番ですが、■■■■さんと■■■■さんは兄弟で、遺産相続のときに■■■■さんが受け継いだ田んぼを今回高齢ということが理由で■■■■さんに贈与するという話です。

2ページの位置図を見ていただくと分かりように、■■■■さんのすぐ隣の土地となっております、今までも■■■■さんが家庭菜園的に管理しておりました。

それで、この案件は、■■■■さんは親元に住んでおり、■■■■さんが親元に土地を返すという話で、今までも■■■■さんが管理しておりましたので、名義が変わるだけで、現状は変わることはなく、特に問題ないと考えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、続きまして2番と3番をお願いいたします。

2 3 番 (山崎 幸夫君)

それでは説明いたします。

2番3番は同じ人が譲渡人ということですので、まとめて説明いたします。

下平区の■■■■■さんが譲受人ですが、■■■■■さんは結婚して下平にお住まいです。

それで、義父の持っている土地——3ページの3-3で示した土地の上にある農地をもう既に耕作しておりまして、高齢であり、ちょっと認知症もあったりして農業ができないという事情がある方と、それから、もう何年も前に諏訪へ引っ越して耕作ができないという方の余っている土地、この2つを借り受けて耕作するということがあります。

■■■■■さんについては、非常に熱心に農業をやっておりまして、今の状況であれば全く問題ないだろうと、きちんと管理できる方であると判断いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

倉田委員、お願いいたします。

5 番 (倉田 益式君)

3-2と3-3を囲んでいる隣接地との関係ですが、3-2と3-3だけだと周りに馬入れがない、その周囲の土地は、今はもう■■■■■さんが管理されているという解釈でよろしいでしょうか。

2 3 番 (山崎 幸夫君)

3ページの位置図を見ていただいて、3-3の四角のところの間に台形というか、三味線のばちみたいな形の土地があるのですが、ここが義父の持っている土地で、今ここを■■■■■さんが耕作しております。

ですので、袋地になっておりますけれども、義父の土地を通してここに行くことが十分可能であるということです。

ただ、水がないところですので、自宅からポリタンクで水を運んで苗を植えた後は水をかけるということをやっております、ちょっとそこがネックですが、特に耕作上馬入れがないという状況ではないと考えております。

5 番 (倉田 益式君)

了解しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
それでは、議案第 23 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書 4 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。

4-1 で表示した場所になります。

小町屋区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 86 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、申請人は現在利用している駐車場敷地を拡張するため当地を利用したい。

農振法等でございますが、第 1 種住居専用地域となっております。

農地区分につきましては 3 種、用途地域内で見えております。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 5 ページ右側を御覧ください。

4-2 で表示した場所になります。

小町屋区、XXXXXXXXXX の南東 1 筆 331 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅。

理由でございますが、申請人は現在居住している住宅が老朽化したことから新たな住居を建てるため当地を利用したいというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種住居専用地域となっております。

農地区分につきましては 3 種、用途地域内で見えております。

- 以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。
- 1 2 番 (春日 知也君)
小池委員と現地確認いたしました。
4-1については、「4-1」と書かれている場所は■■■■の駐車場となっていて、その片隅のところは家庭菜園的にちょっと残っていたというレベルのことですので、営農上問題なしと判断いたしました。
4-2ですけど、御自身の土地の中の非成形な形のところを住宅にするということで、基準上は問題ないけれども、左下にある点線のところが用水路になっているので、生活排水等の混入については気をつけてくださいということまで話をしまして、あとは問題なしと判断いたしました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
議案第24号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書6ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計2件でございます。
まず1件でございますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。
5-1で表示した場所になります。
町2区、■■■■の北1筆390㎡になります。
6ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅。
理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが家族が増え現在の住居では手狭になったことから父の所有する当地を住宅用地として取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。
農地区分につきましては消極的2種農地、不許可の例外として集落接続で見
ております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北西1筆475㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、資材置場。

理由でございますが、譲受人は現在市内で建設及び配管工施工業を営んでい
るが、会社の資材置場拡張に伴い不足する資材置場を設けるために申請地を取
得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和8年3月23日、農振除外が認可となってお
ります。

農地区分につきましては消極的2種農地、不許可の例外として集落接続で見
ております。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

22番 (小池 政幸君)

5-1ですが、[REDACTED]さんが5-1で麦を栽培しております。

それで、平らな土地になっておりまして、娘さんが今住んでいるところが狭
くなったので家を建てたいということで譲ってもらおうと、借りるというよう
な格好になるわけです。

ここは住宅地に接しておりまして、道路があるわけです。したがって、ここ
へ家を建てるに当たって、雨水については地下浸透、あと、砂等が農地へ入ら
ないように対策を行うということですので、隣等の農地には影響ないと思いま
す。

それから、最初地図をいただいたときに奥へ入る通路がなかったので通路を
確保してくださいということをお願いしました。この位置図を見ると通路があ
りますので、これについては特に問題なしと判断しております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは2番をお願いいたします。

24番 (菅沼 佳彦君)

5-2ですけれども、場所は[REDACTED]のあるところの急斜面の上
の段になります。ですので、西側には原野で、大きな木が生えているところで

す。

それで、位置図の右側が東になるけれども、そちらが50センチほど高くなっており、畑があります。

それで、北側にも違う方の小さい畑があります。

ということで、周りが50センチほど高いということで、日照、排水とも耕作地には影響ないと思います。

ただ、今回の申請が資材置場という申請になっていますので、もし今後建物等の工作物を計画するようであれば、もう一度周辺農家の方への説明を行い、了承を得てから計画することを付け加えておきました。

資材置場としては問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

中嶋委員、お願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

2番目ですけど、不許可の例外が集落接続ってなっているのですが、資材置場が集落接続ってありですか。何かもうちょっとましな不許可の例外はないのかなと思うのだけれど。

主 任 (竹村 直人君)

不許可の例外についてでございますが、いわゆる不許可の例外の中で周辺に住宅が多いエリアについては農地から転用されたとしても影響が少ないというエリアという見方で集落接続が設けられているというところでした、申請目的に限らず、農地周辺の環境の説明に当たり集落が近くにあるというのが不許可の例外に値するものの一つとして見られております。

ですから、今回の目的については資材置場ということではございますが、近くに集落があるということで不許可の例外に該当してくるといった話になっております。

2 番 (中嶋 隆君)

何かもうちょっとましな例外が欲しいな……。何か変じゃないですか。

主 任 (竹村 直人君)

ほかの不許可の例外も当然あるのですが、例えば、資材置場でありますので施設拡張という部分でも該当してくるかもしれないのですが、施設拡張の場合は面積要件がございまして、今回、 さんがお持ちの敷地の中では現在の資材置場の申請475㎡が該当しないというところで、一度で許可を取るまでとなると集落接続で見たほうが実態には合っているという判断をしております。

- 2 番 (中嶋 隆君)
あまり納得はできないけれど……。そう言われれば、あ、そうなのですかっという話ですけど……。
- 主任 (竹村 直人君)
何か無理やりくつつけるのはやめたほうが良いような気がする。
- 次 長 (山本 孝浩君)
不許可の例外については、目的いかんではなく、あくまで農地の周辺状況のものによって、集落が近くに接続していて農地が多く存在しないエリアというふうに見られるので、そのようなエリアであれば例外的に転用も可能ではないかという不許可の例外の趣旨となっております。
- 2 番 (中嶋 隆君)
中嶋委員のおっしゃることも分かるところではございますが、それ例外に該当する不許可の例外がないというところではございますので、御理解いただきたいところでございますが……
- 主任 (竹村 直人君)
いずれにいたしましても、不許可の例外を事務局で新設するわけにはいきませんので、今回のケースを今ある不許可の例外のケースに当てはめてみたところ、敷地拡張ではなく、資材置場という目的ではあるけれども集落接続ということで判断するのが妥当だということでもあります。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ちょっと違和感のあるのはおっしゃるとおりではあります。御理解いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。
- 2 番 (中嶋 隆君)
そう言ってくれると納得できるけど……。
- 主任 (竹村 直人君)
すみません。申し訳ないです。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
議案第 25 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
- 主任 (大森 真奈君)
議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借) を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
議案書 8 ページをお開きください。
農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借) を御説明し、御提案と

させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和8年6月30日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田6,383㎡、畑2,018㎡、10年が田1万1,144㎡、樹園地2,936㎡、合計2万2,481㎡でございます。

貸手が6、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

9ページ～10ページが各筆の明細となっております。

6名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で12筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の方で説明等ありますか。

それでは、ないようですので、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第26号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第26号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第27号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

事務局の事務にいろいろ不備があり申し訳ありません。議案書のつづり方が間違っておりまして、38ページを御覧いただきたいと思います。

農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

このことについての公告年月日は令和8年5月29日でございます。

売買の面積につきましては田んぼが9,361㎡、売手、買手はともに1でございます。

なお、この売買につきましては4月30日にあつせん審査会を開催してございます。

次ページ——39 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

対象地 2 筆を ■■■ さんから長野県農業開発公社へ売り渡すもので、対価につきましては 665 万円、所有権の移転時期等は令和 8 年 6 月 22 日となっております。

40 ページを御覧ください。

場所につきましては下平区の ■■■ の南側に位置しております。

39 ページの所有権移転一覧表にお戻りください。

この農地の購入予定者につきましては一覧表の左下に記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、本件につきまして御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の説明は何かありますか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

吉瀬委員、お願いします。

18 番 (吉瀬 久司君)

ちょっと確認で聞きたいのですが、今回 2 筆ということなのですが、下の合計欄は 3 筆になっているのですが、ここはどういう解釈なのか……

次 長 (山本 孝浩君)

すみません。私の誤りでございます。合計 2 筆であります。失礼いたしました。

18 番 (吉瀬 久司君)

ここの数字も違うのかな。

次 長 (山本 孝浩君)

すみません。3 筆が誤りで、正確には 2 筆、面積は 4,757 m²ではなく 9,361 m²でございます。申し訳ありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

何か質問等ございますか。

それでは議案第 27 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項1 貸借の権利移転について説明をお願いします。

主任 (大森 真奈君)
議案書、戻りまして11ページをお開きください。
報告事項1 貸借の権利移転についてです。
こちらは、長野県農業開発公社を通じて貸借されている農地について、受け手が契約期間の途中で変更になるという内容のものです。
表の右から2列目、現に権利の設定を受けている者が左から2列目の権利の設定を受ける者へ貸借の権利を移転するということとなります。
整理番号7001～7034及び7035～7083は法人化に伴う権利移転、7084～7118は旧経営者の死亡に伴う親から子への権利移転です。
権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。
以上について御報告とさせていただきます。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ただいまの件について質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
吉瀬委員、お願いします。

18番 (吉瀬 久司君)
■■■■さんの関係ですが、これは■■■■さんが亡くなられて息子さんに移るっていいことでのいいのですか。

主任 (大森 真奈君)
そうです。息子さんの■■■■に権利移転ということになります。

18番 (吉瀬 久司君)
そうした場合、賃借料等が書いてあるけれども、これは誰に賃借するということでしょうか。もともとの地主っていいことですか。

主任 (大森 真奈君)
そうです。貸付け者は変わらず、あくまでも借受け者のみが変わるということになります。

18番 (吉瀬 久司君)
分かりました。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
私のほうからですが、■■■■とは何者ですか。

主任 (大森 真奈君)
■■■■は、現に権利の設定を受けている者である■■■■さんが代表として設立した法人になります。
ですから、現在■■■■さんが個人で借り受けている農地を自身で設立した

法人である■■■■■■■■■■へ権利移転して、法人が農地の耕作をしていくということになります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

参考までに、資本金がどのくらいあるか分かりますか。

主 任 (大森 真奈君)

すみません。そこまで今すぐには分かりません。申し訳ありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

ほかにございますか。

私から再度質問させていただきます。

■■■■■■■■■■の件が報告事項1に入っているという理解でよろしいですか。

主 任 (大森 真奈君)

そうです。

今回、大まかにいうと3件ありまして、法人化に伴う権利移転が■■■■さんと■■■■さんの2件で、旧経営者の死亡に伴う親から子への権利移転が1件という形になります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

ほかにございませんか。

それでは、報告事項1については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和8年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時47分

